

# 民法・商法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各1枚ずつ配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。  
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は120分です。
- VII 民法の問題は1ページ、商法の問題は2ページにあります。

# 民 法

〔設例〕の事案につき、改正民法に基づいて、〔設問〕に答えよ。なお、現行民法に基づく解答も、その旨を冒頭に明らかにすれば許容される。

〔設例〕

A は、B に 1000 万円を 3 年後一括返済の約定で貸し付けた。それから 3 年が経過したが、B から返済がないため、A は、B に対する貸金返還請求訴訟を起こしてその勝訴判決を取得し、この判決が確定したのをうけて、B が C に対して商品を 1000 万円で売却したことにより取得した代金債権全部に対し、強制執行の申立てを行った。この申立てをうけた裁判所は、その申立ての趣旨に従い、債権差押命令を発し、その命令は、順次、C と B とに送達された。B への送達の日から 1 週間以上が経過し、A は、C に対して、本来ならば B に支払われるべき売買代金 1000 万円を A に支払うよう請求した。

他方で、B は D からも 1000 万円を借り入れており、これによる B の貸金返還債務につき、C は、連帯保証人となっていた。B が D に対するその返済をしなかったため、C は、連帯保証人として D に 1000 万円を支払った。このことから B に対して生じた請求権をもってする相殺により、C は、A の請求を争おうとしている。

〔設問〕

C は、設例に記載された以外のどのような事実が認められれば、その相殺の効果を A に対抗することを妨げられるか、また、その事実にもかかわらずなお C が A にその相殺の効果を対抗できる結果を得るには、設例に記載された以外のどのような事実が認められる必要があるか、検討せよ。

なお、A の申立てに基づく強制執行（債権執行）は、民事執行法の規定（特に同法 22 条・25 条・145 条・155 条参照）に従い、適法になされたものとする。

# 商 法

## 〔問題〕

甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、公開会社であり、監査役設置会社である。また、取締役の報酬等の決定について、甲社の定款に別段の定めは置かれていない。

甲社では、今年 6 月に開催された定時株主総会の終結の時をもって甲社取締役 A が退任することになったため、当該株主総会において、A に支給する退職慰労金について、その金額、支給時期および支給方法を甲社が定めた役員退職慰労金支給規程に従って決定することを取締役会に一任する旨の決議（以下、「本件一任決議」という。）を行った。なお、当該役員退職慰労金支給規程は、甲社の本店に備え置かれており、また、甲社は、会社法上、株主総会参考書類を交付する義務はなく、任意にも交付していない。

本件一任決議の効力について論じなさい。